

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和6年9月12日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時56分

出席者 委 員 委員長 小平 啓 佑

小太刀 孝 之 小久保 かおる 松 本 喜 一

梅 澤 米 満 天 谷 浩 明 小 堀 良 江

傍 聴 者 川 田 俊 介 市 村 隆 雨 宮 茂 樹

浅 野 貴 之 針 谷 育 造 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 内 海 まさかず

青 木 一 男 針 谷 正 夫 広 瀬 義 明

大阿久 岩 人 白 石 幹 男 関 口 孫一郎

---

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 議事課長 野 中 繭実子

課長補佐 佐 藤 優 主 事 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	癸生川	亘
経営管理部長	金井武彦	
地域振興部長	佐山祥一	
危機管理監	狐塚光紀	
監査委員事務局長併 選挙管理委員会事務局長	田嶋律子	
総合政策課長	押山好孝	
行財政改革推進課長	茅原洋一	
デジタル推進課長	宇津野薫朗	
危機管理課長	潮田美紀	
総務人事課長	奈良部和紀	
総務人事課主幹	飯塚昭浩	
管財課長	奈良部満	
財政課長	熊倉宜和	
地域政策課長	鈴木邦彦	
大平地域づくり推進課長	小島清	
藤岡地域づくり推進課長	安塚欣也	
都賀地域づくり推進課長	島田和行	
西方地域づくり推進課長	安達博美	
岩舟地域づくり推進課長	黒川幸咲	
蔵の街課長	加茂浩史	
スポーツ課長	佐藤正実	
選挙管理委員会事務局次長	佐藤啓子	
監査委員事務局次長	奈良部久子	

令和6年第3回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和6年9月12日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第78号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第79号 栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第81号 財産の取得について（公共施設（10施設）LED照明器具）
- 日程第4 議案第82号 財産の取得について（（仮称）都賀総合支所複合施設備品（事務用品））
- 日程第5 議案第83号 財産の貸付けについて
- 日程第6 議案第94号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
- 日程第7 陳情第6号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小平啓佑君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（小平啓佑君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（小平啓佑君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第78号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（佐藤啓子君） おはようございます。選挙管理委員会の佐藤です。よろしく願いたします。

ただいまご上程をいただきました議案第78号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は13ページから14ページ、議案説明書は8ページから13ページになります。

まず、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の8ページ目を御覧ください。提案理由であります。公職選挙法施行令の一部が改正をいたしましたので、その改正に準じまして栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要といたしましては、1、選挙運動用自動車の使用、2、選挙運動用ポスターの作成、3、選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を改めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、10ページ、11ページ目を御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案でございます。

第4条(2)アにつきまして、選挙運動用自動車の使用であります。左ページ、1万5,800円、こちらは1日当たりの限度額でございます。1万5,800円から右ページ、1万6,100円と、300円の増額、同じくイ、燃料の供給ですが、左ページ、1日当たり7,560円から右ページ、7,700円の140円の増額をするものであります。

第8条、選挙運動用ポスターの作成につきましては、12ページ、13ページ目をお開きください。ポスター1枚当たりの作成単価が左ページ、525円6銭から右ページ、541円31銭と、16円25銭の増額、作成の企画費と考えられる左ページ、31万500円を右ページ、31万6,250円と、5,750円増額するものでございます。

第11条、選挙運動用ビラの作成につきましては、ビラの1枚当たりの作成単価、1枚当たり、左ページ、7円51銭から右ページ、7円73銭と、22銭増額するものでございます。

次に、議案書よりご説明いたしますので、議案書の13ページ目、14ページ目をお開きください。13ページ目は、条例の一部を改正する条例の制定文でございます。

14ページは、条例を改める改め文でございますが、新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。施行期日は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長(小平啓佑君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。ございませんか。

天谷委員。

○委員(天谷浩明君) ありがとうございます。おはようございます。

国のほうの関係なのですけれども、なぜ上がったのかという理由が分かればお願いいたします。物価高騰とか、そういうのがあれば。

○委員長(小平啓佑君) 佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長(佐藤啓子君) お答えいたします。

改正となりましたのは令和4年4月でございました。この事情といたしましては、物価の変動に鑑みという状態の政令概要のほうが来ております。物価高騰、それと選挙後の施行令は、国の国政の前に一度必ずやるという見直しが定例化しておりますので、このときに参議院選を目途にして改正をしたということを伺っております。

○委員長(小平啓佑君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小平啓佑君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第78号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第2、議案第79号 栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（奈良部久子君） おはようございます。監査委員事務局次長、奈良部です。よろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第79号 栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は15ページ及び16ページ、議案説明書は14ページから17ページになります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の14ページを御覧ください。提案理由であります、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、地方自治法改正に伴い、引用する条項を改めることとでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、16ページ、17ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。地方自治法の一部改正により、引用されている条項の前に新たな条が追加されるため、条の番号が繰り下がる、いわゆる条ずれが生じることから、左のページの栃木市監査委員に関する条例第2条で引用しております第243条の

2第3項が右ページの改正案のとおり第243条の2の8第3項となります。

また、栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第6条中で引用されております第243条の2第8項も同じ事由により、右のページ、改正案のとおり、第243条の2の8第8項に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明しますので、議案書の15ページをお開き願います。こちらは、制定文となりますので、説明は省略させていただきまして、次の16ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。下の附則につきまして、この条例は公布の日から施行というものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございました。なかなか条項だけでは分からないのです。今ちょっと調べたのですけれども、この前の条項だと、第243条の2第3項なのです。2の8がついたのですね。これは調べましたら、地方自治法の2の8というのは賠償責任だというような関係があるということなのですが、そこら辺をちょっと具体的に説明をしていただいていいでしょうか。賠償責任があった場合に監査委員が7日以内に入るという解釈なのか、そういうことでよろしいのか。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（奈良部久子君） 第243条の2を改正しましての8の第3項につきましては、職員が市に損害を与えたと市長が認めたときに、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無、賠償額を決定することを求めたものでございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうだと思っておりますけれども、何が変わったのかなと、そこをちょっとお願いいたします。要は第243条ですから、お願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（奈良部久子君） こちらの条項についての変更はございませんが、の8の条ずれが起こるものだけになっておりまして、今までの地方自治法と何ら変わるものではございません。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第79号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第3、議案第81号 財産の取得について（公共施設（10施設）LED照明器具）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第81号 財産の取得についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書18ページ、議案説明書22、23ページをお開きください。

まず、議案説明書22、23ページを御覧ください。提案理由でございますが、本市の公共施設の省エネルギー化を進めるため、西方総合文化体育館など10施設のLED照明器具を譲渡特約付賃貸借契約により取得するについて、議会の議決を求めるものでございます。参照条文については省略させていただきます。

続いて、議案書18ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、本市の公共施設10施設のLED照明器具について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

財産の表示につきましては、公共施設10施設LED照明器具、取得の方法につきましては指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約、取得予定価格につきましては4,831万4,640円でございます。取得の相手方は、東京都千代田区神田練堀町3番地、東京センチュリー株式会社代表取締役、馬場高一でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 説明ありがとうございます。

この入札で、参加者は会社が何者入ったのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 指名につきましては、7者指名いたしました。辞退がございまして、応札したのは3者でございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 予定価格の何%で成立したのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 予定価格の79.53%の落札率となります。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 2つほどあります。

まず1つ、確認であります。契約満了時の無償譲渡、これが譲渡特約付賃貸借契約ということですね。なかなかちょっと分かったようで分かっていない。要はリースをしていますよ、終わったら物になりますよということよろしいでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） はい。10年間のリース終了後、無償で譲渡されるというものでございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、例えばその10年間、例えばこの照明が壊れましたといったときの普通リース契約だから、中に入っているのかな、そういう保証とか。こういう場合は入っていないとか、何かそういう条件というのはあるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 故意に壊したとか、そういったものでない限り、自然に製品の切れたりした場合の交換等については、サービスとしてついております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 故意にというのは、棒か何かで突ついたりぶつけてしまったとかというなら故意なのですけれども、一般的にLEDは故障しないとか長もちする、10年ぐらい大丈夫という

ことなので、こういう契約なのでしょうけれども、どんなメリットを考えたかをちょっとお伺いします。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） そもそもこのLED化につきまして、長年課題としてあったのですが、市で直接設計して発注する場合、その時間も労力も、そして費用、初期費用、そういったものがかかるということが課題で、なかなか進んでおりませんでした。今回このリースという方法を検討するに当たりましては、やはりその算定部分ですとかという部分の労力も時間的なものもメリットがある。あと、そういった形で電気代につきましては、当然通常蛍光灯の50%ぐらいの電気料ということになりますので、LED化を進めていかなければいけない。あと、2027年までに段階的にランプの製造、輸入というものができなくなってくるという時間的な制限もありましたので、極力早く進めていくためにはということで、こういったリースがメリットがあるということで今回導入をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 問題はそこら辺です。メリットなのです。電気料が50%削減だよとか48%ありますよとかという金額にしていった数字というのはつくってあるのでしょうか。もしつくってあるならお聞きしたいのですけれども、普通に買ってしまったときの場合とか電気代を含めて、それとこの賃貸借契約でやったときのメリットというのが分かれば教えてください。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 今回10施設について10年間でどれぐらい削減できるかという部分なのですが、LEDと蛍光灯を比較すれば、蛍光灯は三、四年ぐらいで交換しなければいけない。LEDについては15年ぐらいもつというところもあって、そういった交換費用とかも計算を含めて考えますと、電気料金と修繕費等も含めると、全部で7,900万円削減ができるのではないかということが見込めましたので、検討したところでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。今回LED化する10施設というのは、施設を建てた時期というのは相当古いものだと考えますけれども、これによって照明を入れ替えるということで、PCB廃棄物については該当するものがあるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 今回のLED化の工事は、改造工事といいまして、蛍光灯の安定器をバイパスをして飛ばして、ランプのみの交換という工事でございます。場合によっては安定器も外すということもありますが、今回そのPCBについては課題として上がってこなかったと

いうことをございます。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） もう一点お伺いします。10施設でLED化する照明器具が何器具になるか分かりませんが、これにより温室効果ガスの削減というのはどのぐらいを見込んでいるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 恐れ入ります。そちらにつきましては、環境課のほうのまとめの部分でございまして、今回ちょっと手持ちの資料がございませぬ。ご容赦ください。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第81号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席をしていただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えをいたしますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

---

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第4、議案第82号 財産の取得について（（仮称）都賀総合支所複合施設備品（事務用品））を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） ただいまご上程いただきました議案第82号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書は19ページ、議案説明書は24ページであります。初めに、議案説明書でご説明いたします

ので、恐れ入りますが、24ページをお開きください。提案理由であります、(仮称)都賀総合支所複合施設に栃木市役所都賀総合支所及び栃木市都賀公民館を移転するに当たり、必要な事務用品を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の19ページをお開きください。財産の取得についてであります、1、財産の表示につきましては、(仮称)都賀総合支所複合設備品(事務用品)であります。

2、取得の方法につきましては、条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては3,295万940円であります。

4、取得相手につきましては栃木県栃木市富士見町14番12号、有限会社栃木大気堂代表取締役、小笠原文子であります。

入札に参加した業者数は1者で、落札率は89.98%であります。

以上で議案第82号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長(小平啓佑君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小平啓佑君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小平啓佑君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小平啓佑君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第82号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小平啓佑君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

---

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(小平啓佑君) 次に、日程第5、議案第83号 財産の貸付けについてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） ただいまご上程いただきました議案第83号 財産の貸付けにつきましてご説明を申し上げます。

議案書は20ページから21ページ、議案説明書は25ページから27ページとなります。初めに、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の25ページを御覧ください。提案理由でありませんが、栃木市コミュニティFM放送局、とちぎシティエフエムの運営事業者であるケーブルテレビ株式会社に、栃木市観光情報物産館内に整備してあります栃木市コミュニティFM放送局演奏所及び設備一式を貸し付けることにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、26ページの建物位置図及び貸付箇所図を御覧ください。建物位置及び貸付箇所につきましては、蔵の街大通り沿い東側にあります栃木市観光情報物産館内の一部、栃木市コミュニティFM放送局演奏所に関する部分の33.23平方メートルでございます。

次に、27ページの設備等位置図を御覧ください。設備等につきましては、栃木市観光情報物産館及びケーブルテレビ株式会社内の2か所の演奏所設備一式、栃木市役所内にあります送信所設備一式、三鴨保育園跡地にあります中継局設備一式でございます。

続きまして、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の20ページを御覧ください。財産の貸付けでございますが、(1)の建物表示につきましてでございますが、種別については建物、所在につきましては栃木市倭町13番2号、名称につきましては栃木市観光情報物産館内、栃木市コミュニティFM放送局演奏所、面積につきましては33.23平方メートルでございます。

2の設備の表示についてでございますが、(1)及び(2)のスタジオブースを含む演奏所設備一式につきましては、栃木市倭町13番2号及び栃木市樋ノ口町43番5の2か所になります。

(3)、送信所設備一式につきましては、栃木市倭町9番25号、(4)の中継局設備一式につきましては、栃木市藤岡町甲64番地2であります。

3の貸付期間につきましては、令和6年11月1日から令和11年9月30日までであります。

4の貸付金額につきましては、無償であります。

5の貸付けの相手方につきましては、栃木市樋ノ口町43番地5、ケーブルテレビ株式会社代表取締役、高田光浩であります。

6の貸付けの条件につきましては、貸し付ける建物及び設備一式は、栃木市コミュニティFM放送局、とちぎシティエフエムの運営に使用するものとし、他の目的に供してはならないというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。まず、1つ確認させてください。このケーブルテレビに対しまして、前回も同じような条件で貸していたのか、まず確認をお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） このコミュニティFM事業につきましては、最初に契約を結びましたのが平成27年10月でありまして、その翌月、27年11月に開局したものでございまして、その当時から5年契約を結んでおりまして、令和元年11月に1回目の更新、そして今回が2度目の更新という形で、同条件で無償貸付けをケーブルテレビにやっております。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。これについて、例えば無償で今まで問題はなかったと思うのですが、例えばその無償の中で、放送の設備、演奏の設備だとか故障とかありますよね。そういうものは何となく向こう側が持ってもらうのもいいのかなと思っているのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） この事業につきましては、公益性が高いということで、当初から市が整備した放送設備を事業者は無償で貸し出しまして、事業者につきましては運営を行う公設民営で行っております。貸出施設の保守管理については市が行うこととなっております、設備をしまして、その設備がきちんと動くかという保守点検はもちろんのこと、故障があった場合には市の予算で直していくという形になってございまして、ちょっとした機器の故障等はケーブルテレビのほうでお願いしているわけなのですが、市がそこは負担しておりまして、それ以外の番組の制作費ですとか運営に関する必要な経費については全て運営事業者のケーブルテレビが負担しているというところでございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 2回目の更新ということでありまして。そういう中で、市が負担をして修理とか、放送設備というのはよく分かっていないのですが、入れ替えたとか、耐用年数もあるのだらうと思います。そういうのはもうぼちぼち来るのだらうと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） コミュニティFM設備の耐用年数につきましては、一般的には送信設備は10年と言われておりますが、今回、今現時点で9年ぐらいたっておりますので、そろそろ更新の時期が来ているという認識はございますが、予算が多大にかかるものですから、なかなか当初には組めない状況でございまして。今後その辺は予算立てを検討しまして、更新等を考えていかなく

てはならないのかなという認識はございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 無償でも別に問題はないと思っていますのですけれども、そういうところで費用負担が出るなというふうに思っています。そんな中で、今ちょっと出ました、今ここにはちょっと条件等はないのですけれども、条件というか、その話は、更新となると、よく分からないのだけれども、どのぐらいの金額がかかるものなのですか。今後というか、耐用年数が駄目で、10年だから入れ替えるのだとなると。行政的に、民間とかではないけれども、個人的にはもうちょっと我慢してしまおうかなということがあるのですけれども、何かの事故があってはしようがないから、定期的に入れ替えるとは思っています。その場合の費用というのはどのぐらいかかるのですか。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） 初期整備費用などございますが、こちらはあくまで平成27年に整備したときの金額になってしまいますが、送信設備並びに演奏所関係並びにアンテナ関係、そういったものをそろそろ含めまして、当初2億1,000万円ほどかかっております。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） この栃木市コミュニティFMの開局というのは、割とほかの自治体に比べて早いほうだったのではないかなと思いますけれども、こうした更新であったり、そういったもろもろの条件、ほかの自治体等と比べて栃木市はどんな状況なのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） 今ご発言ありましたように、県内で最初に開局したのが栃木市になってございます。平成27年11月でございます。それ以降、現在栃木市も含めまして6局、放送局は開局してございまして、そのうち栃木市を含む4局が公設民営というところで、栃木市同様、設備は市が用意して、無償で貸し付けて、運営を民間事業者任せるとというのが、開設順ですが、栃木市、小山市、下野市、真岡市が公設民営になってございます。完全に民間で設備を整えて運営しているのは宇都宮市と足利市というところでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 4市が公設民営、ただ2市は民設民営ということで、値段の交渉等も民設民営でやっておられるところもありますので、今後のそういった契約の更新に向けての協議というのはそういったところも含めてやっていただければなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） この無償で貸付けしておりますケーブルテレビ株式会社につきまし

では、毎年運営状況を確認しているところをごさいますして、実際令和5年度の収支のほうを申し上げますと、運営経費が3,800万円ほど、社員の給与等です。それで、CMとかの収入が約2,800万円をごさいますして、差引き1,000万円の赤字が会社に出ているというところで、なかなかというところでございます。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 民設民営で努力をなさっている自治体もあるということを踏まえて、今後いろいろ検討していただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 栃木市は山間部が多いのですが、電波のほうは全部網羅しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） ご案内のとおり、栃木市は山間部が多くございます。山間部につきましては、コミュニティFMは電波が小さいものですから、なかなか山間部までは行き届かず、難聴地域が発生するというところは認識しておりまして、それを踏まえて、ギャップフィラー局といいまして、山間部にあります、具体的には出流、あと西方の真名子であるとか金崎、そして岩舟の小野寺というところで4局、そういった小さな発信局といいますか、そういったものをつけまして、そこで山間部を網羅しているところをごさいます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、電波が入ってこないという苦情は今のところはないのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） 特に聞いてございません。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、私の質問に戻してもらいます。

この議案書だけではないのですけれども、今話しました。当時2億1,000万円かかったと。これから大体1.5倍とか倍なのです、みんな物価高騰で。簡単に言うと、4億円というお金がだんだんちらちら見えてくるのは当たり前の話なのです。そうすると、その4億円を10年で割ると4,000万円という金額になるわけです。果たしてこれでいいのかなと。今小堀委員も言っていましたけれども、要望を言っていました、本当にこれでケーブルテレビを使っているのか。確かに情報番組は非常に地元のほうで便利なのです。そこら辺はちょっと根本的に考えると協議をしなければいけないのではないかと思うのですが、昨日も予算委員会でめり張りのある予算執行と言っていましたけれども、無駄なもの……これが無駄かどうか分かりません。多分非常にいいとは思いますが、その年間4,000万円に相当する4億円の投資、全部だから、何とも言えませんが、どう

考えていくかですよね。ちょっと質問します。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） お答えします。

このコミュニティFMは、地域の活性化はもちろんなのですが、防災という観点から始まったものでございまして、市内には防災スピーカーがご案内のとおり185か所ございまして、そちらにつきましては、有用な機器ではあるのですが、天候状態が悪いときにはなかなか何を言っているかわからないという苦情はいただきます。そういったときにこのコミュニティFMで、パーソナリティーがいる時間であればパーソナリティーに放送していただきますし、もし放送時間外でも、市のほうから直接放送をかけて自動起動させるという方法も、注意喚起とか避難情報ですとか、そういったものをアナウンスすることが可能になってございます。ですので、防災スピーカーを補完する目的が一番有用なものとしては、このFMが考えられるというところの認識がございまして、それも含めまして有用でありますので、あとは費用対効果というところもございまして、バランスよく考えなくてはならないなというふうな認識はございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 当時、10年前ですとそういうものもあって、確かに聞きづらいとかありました。今はもう携帯を皆さん持っていて、そこに緊急情報連絡だの何か洪水も入ってくるのです。そこから辺を今後また10年なので、今後どうするかということは本当に考えないといけないと思うのです。たまたまそのまま、変な言い方しますと垂れ流しというわけにもいかないと思うので、言葉が悪いですが、それはちゃんと見直して行って、本当に必要なものはどうなのかということ、要望ですけれども、考えていただきたいというふうに思います。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 先ほどの天谷委員の質問の中で、防災ラジオが危機管理課から直接防災ラジオにアナウンスができる機能もあるというふうにお聞きしたのですけれども、今回台風が来たときに避難所が開設されましたよね。ケーブルテレビで見たのですけれども、そのときに避難所は開設されているのかというのを市民の方からお電話を頂戴して、私はケーブルテレビとか市からなっているタブレットからここは開設されていますよというふうにお教えさせていただいたのですけれども、このことは危機管理課から防災ラジオを通じて放映というか、流していただけたのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 潮田危機管理課長。

○危機管理課長（潮田美紀君） お答えします。

今回の自主避難につきましては、避難指示のレベルまで行っていないので、防災スピーカーでは流さなかったのですけれども、防災ラジオ、FMくららにつきましては、こちらから原稿を飛ばしまして、パーソナリティーの方に何度かこういう自主避難所を開けていますという情報を話してい

ただいたほか、ケーブルテレビ等とかNHKとかのデータ放送にもこの自主避難所を開設していますというふうな情報が流れたところでございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第83号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

○委員長（小平啓佑君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前 9時49分）

---

○委員長（小平啓佑君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議案第94号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第6、議案第94号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第94号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第5次補正予算書の3ページをお開きください。令和6年度栃木市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億9,364万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ778億5,205万2,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の追加は、第2表、継続費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開きください。第2表、継続費補正（追加）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加）であります。1項目めの令和6年度ガバメントクラウドネットワーク構築補助業務委託につきましては、国の地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年度末までにガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムの利用が求められており、本年度から構築業務委託が必要なため、令和7年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の令和6年度ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託につきましては、ガバメントクラウドへのネットワーク接続に当たり、令和6年度中にデジタル庁へ申請を行う必要があり、申請にはガバメントクラウドネットワーク運用管理補助事業者を定めておく必要があるため、令和7年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、8ページをお開きください。第4表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1項目め、農業生産基盤整備事業から5項目め、臨時財政対策債までの計5件について、起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

次に、9ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。9ページは歳入、次の10ページ、11ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分についてご説明をさせていただきますので、12ページ、13ページをお開きください。

10款1項1目地方特例交付金は、補正額1,500万2,000円の増額であります。説明欄の地方特例交

付金につきましては、本年度の交付額決定に伴い、増額補正するものであります。

次に、11款1項1目1節地方交付税は、補正額8億8,442万3,000円の増額であります。説明欄の普通交付税につきましては、本年度の交付額決定に伴い、増額補正するものであります。

次に、1段飛びまして、15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額2億972万円の増額であります。説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、各物価高騰対策事業を実施するに当たり、昨年度から本省を繰り越した分を予算化するため、増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、16ページ、17ページをお開きください。16款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額8万円の増額であります。説明欄の地方就職支援金交付事業費補助金につきましては、定住促進支援事業費における地方就職支援補助金の財源として交付されるため、増額補正するものであります。

次に、2段目の3項1目3節選挙費委託金は、補正額172万2,000円の増額であります。説明欄の県知事選挙費委託金につきましては、県知事選挙費の増額に伴い、財源として交付されるため、増額補正するものであります。

次に、18ページ、19ページをお開きください。一番上の段の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額14億5,985万6,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるものでありますが、本補正予算案におきましては歳入超過となることから、減額補正するものであります。

次の5目1節スポーツ振興基金繰入金は、補正額2,143万2,000円の増額であります。説明欄のスポーツ振興基金繰入金につきましては、つがスポーツ公園施設改修事業費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

1つ飛びまして、13目1節さくら基金繰入金は、補正額45万6,000円の増額であります。説明欄のさくら基金繰入金につきましては、体育施設共通管理費（西方）の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

1つ飛びまして、25目1節公共施設整備等基金繰入金は、補正額2,543万2,000円の増額であります。説明欄の公共施設整備等基金繰入金につきましては、未利用公共施設活用事業費及び老人福祉センター等施設共通管理費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、2段目の20款1項1目1節前年度繰越金は補正額10億4,414万6,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、令和5年度からの繰越金確定により増額補正するものであります。

次に、一番下の段の21款4項4目2節雑入は、補正額2,420万8,000円の減額であります。説明欄のスポーツ振興くじ助成金と都賀地域づくり推進課スポーツ振興くじ助成金につきましては、つがスポーツ公園施設改修事業費の財源として予定していたスポーツ振興くじ助成金の減額に伴い、減

額補正するものであります。

次の大会参加者負担金等（スポーツ課）日本財団助成金につきましては、栃木市屋内運動場管理費の財源として予定していた日本財団助成金の減額に伴い、減額補正するものであります。

次に、20ページ、21ページをお開きください。2段目の22款1項市債であります。4目1節農業債は、補正額5,210万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（農業生産基盤整備事業）につきましては、部屋南部地区かんがい排水事業負担金の財源として起債額を増額補正するものであります。

なお、起債の説明欄における括弧書きにつきましては、8ページにあります第4表、地方債補正（変更）における起債の目的欄の区分を表しております。

次の一般事業債（その他・排水施設）（農業生産基盤整備事業）につきましては、部屋南部地区かんがい排水事業負担金及び農地耕作条件改善事業費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次の一般圃場施設整備等事業債（農業生産基盤整備事業）につきましては、農地耕作条件改善事業費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次に、6目1節道路橋りょう債は補正額30万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（道路新設改良事業）につきましては、市道1073号線交通安全施設整備事業費（藤岡学校通り）及び市道2089号線道路改良事業費（大平富田）の財源として起債額を増額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道1066号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）及び今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）の財源であります。国庫補助の調整に伴い、起債額を補正するものであります。

次の地方道路等整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、1項目めの公共事業等債と同じく、市道1073号線交通安全施設整備事業費（藤岡学校通）及び市道2089号線道路改良事業費（大平富田）の財源として起債額を増額補正するものであります。

次に、2節河川債は補正額3,100万円の増額であります。説明欄の緊急自然災害防止対策事業債（河川等整備事業）につきましては、河川維持管理費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次に、8目3節社会教育債は補正額3,040万円の増額であります。説明欄の脱炭素化推進事業債（文化会館施設整備事業）及び次の一般事業債（その他・文教施設）（文化会館施設整備事業）につきましては、文化会館施設改修事業費に充当する起債であります。より有利な借入れ条件となるよう、その下の公共施設等適正管理推進事業債（文化会館施設整備事業）へ変更するため、起債額を補正するものであります。

次に、9目1節臨時財政対策債は補正額1,370万円の増額であります。説明欄の臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額決定に伴い、増額補正するものであります。

以上で歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き、歳出の所管関係部分についてご説明いたしますので、22ページ、23ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額1,036万3,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員の人事異動等により、当初見込んでいた共済費に不足が生じるため、補正するものであります。

なお、以降の各科目における職員人件費につきましても、当初見込んでいた所属職員の配置人数、役職等に変更が生じたため、給料、職員手当等を補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

次の会計年度任用職員人件費（総務人事課）につきましては、産休、育休等を取得する職員の代替として対応するため、増額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は補正額5億2,207万3,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和5年度決算剰余金の一部を積み立てるため、積立金を補正するものであります。

次に、5目財産管理費は補正額2,502万5,000円の増額であります。説明欄の未利用公共施設活用事業費につきましては、都賀総合支所複合化に伴う都賀図書館移転後の施設の利用において、都賀公民館と共用しているキュービクルについては、キュービクルを撤去し、新たに低圧ケーブルを引き込む方法がより低額であることから、公民館解体工事前に低圧ケーブルの引込み工事が必要となったため、及び現在全館空調の空調設備が効かない状態であり、今後も利用する箇所に個別空調機器を設置する必要があるため、工事請負費を増額補正するものであります。

次の処分可能財産管理事業費につきましては、市有地の賃借人が他界し、その土地には故人名義の家が建っており、故人の前の夫の連れ子が住んでいるが、相続権がなく地代の請求ができないこと、また法定相続人について調査したが、その全員が相続放棄をしたことが判明したことにより、家庭裁判所に対して相続財産清算人の選任を申し立てる必要が生じたため、予納金を増額補正するものであります。

次に、7目支所及び出張所費は、補正額209万7,000円の増額であります。説明欄の大平総合支所庁舎管理費及び次の藤岡総合支所庁舎管理費につきましては、窓口対応中の職員が暴行を受け、加害者が逮捕される事案が発生したことを受け、窓口等に防犯カメラを設置するため、工事請負費を増額補正するものであります。

次の西方総合支所庁舎管理費につきましては、他の総合支所と同様に、窓口等に防犯カメラを設置するため、及び総合支所の別館について、非常用階段の腐食、トイレ天井の雨漏り、便器の水漏れ等が発生し、修繕するため、また消防用設備の点検管理を行うため、工事請負費等を増額補正するものであります。

次の岩舟総合支所庁舎管理費につきましては、他の総合支所と同様に、窓口等に防犯カメラを設

置するため、工事請負費を増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は補正額10万8,000円の増額であります。説明欄の定住促進支援事業費につきましては、東京圏の大学を卒業した学生の本県への移住定住の促進及び県内中小企業等における人手不足の解消を目的として、東京圏の大学を卒業して県内の企業に就職する者が要件を満たす場合に県と共同で地方就職支援補助金を交付するため、補助金を増額補正するものであります。

次に、13目公民館費は補正額213万4,000円の増額であります。説明欄2行目の吹上公民館管理運営費につきましては、集中豪雨等により雨水が中庭から浸入し、早急に対策が必要なため、工事請負費を増額補正するものであります。

次の大平公民館管理運営費につきましては、併設する大平体育館の天井材が今年4月に剥落し、現在使用中止となっているが、一体の建物で天井等の構造が同じ大平公民館でも天井材剥落の危険があることが分かり、劣化状況の調査等を行う必要が生じたため、委託料を増額補正するものであります。

次に、14目体育費は補正額194万3,000円の増額であります。説明欄のプロスポーツ連携事業費につきましては、住民訴訟を提起した者が勝訴したことにより、地方自治法に基づき、原告側の弁護士報酬の支払いを市に対して請求することで市に支払い義務が生じるため、補償金を増額補正するものであります。

次に、15目体育施設費は補正額385万6,000円の減額であります。説明欄の体育施設共通管理費（西方）につきましては、かっぱ広場の桜並木について、てんぐ巣病の感染が確認され、拡大するおそれがあり、早急に感染している枝を除去し、処分する必要があるため、委託料を増額補正するものであります。

次の栃木市屋内運動場管理費につきましては、クラブハウス屋根修繕工事の財源として予定していた日本財団助成金が減額となったことに伴い、工事内容を変更し、対応するため、工事請負費を減額補正するものであります。

次に、少し飛びまして、26ページ、27ページをお開きください。2款4項3目栃木県知事選挙費は、補正額172万2,000円の増額であります。説明欄の県知事選挙費につきましては、10月1日から郵便料金が改定されるため、郵便料を増額補正するものであります。

次に、少しページが飛びまして、48ページ、49ページをお開きください。2行目の8款4項5目まちづくり事業費は、補正額500万円の増額であります。説明欄の歴史まちづくり事業費につきましては、歴史的風致形成建造物に指定されている民間所有の建造物について、今年度中に修理することとなったため、補助金を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

23ページ、大平公民館管理運営費で、これは今年の4月に体育館側の天井が落ちたというところで、それから体育館が利用できない状況が続いております。それに伴って、事前に所管課に確認させていただきましたけれども、事務棟のほうの1階も同じ構造であり、ここの劣化状況を調査するというものなのですが、4月にそういう事案が発生したにもかかわらず、なぜこの時期なのか。もっと早くやるべきだったと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 小島大平地域づくり推進課長。

○大平地域づくり推進課長（小島 清君） お答え申し上げます。

大平公民館につきましては、雨漏りがひどいという、そこが原因で、ALC、天井材が落下という形になったかと思っております。現在のところ利用者の安全確保ということで中止しているところなのですけれども、かなり状況がひどいのではないかとこのところがありまして、当初、今一部ネットを施工してカバーしているところもあるのですけれども、ネット等の施工ですぐにという考えもあったのですけれども、先ほど説明したとおり、大平の体育館だけではなく、公民館も含め、天井材が、施設が50年たっている古い建物でありますので、詳しく調べた上でやったほうがいいのか、それには専門業者に委託してやったほうがいいのかということで、ちょっと補正ということで遅くなっております。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 状況は確認させていただきました。当然ここで働いている職員さんの安全が第一でございます。そして、体育館を利用する方からいつになったら直るのだという問合せがかなり来ております。実際に所管課のほうに、体育館の使用がいつから可能なのかという、そういった問合せはどれぐらい来ていたのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 小島大平地域づくり推進課長。

○大平地域づくり推進課長（小島 清君） 数のほうは集計しておりませんが、利用者等からかなりの数の問合せが来ておりますし、利用者だけでなく、団体、それから議員さん等からいろいろお問合せは来ております。ただ、現状ではどのような工事をしたらいいかわからないというところで

利用時間を明言できないという状況になっております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 今回こういった形で調査していただきますので、ぜひ最善の策と、最短で対策をお願いいたします。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） お世話になります。債務負担行為についてお聞きします。

7ページなのですが、ガバメントクラウドネットワークの関係で3本あります。これ一括で結構ですが、これは政府共通のクラウドサービス利用環境というふうに調べたのですけれども、具体的にこの内容なのですけれども、今マイナンバーカードとかなんとかでがたがたしていますよね。何となく自分的には信用性が少ないのかなと思うのですが、これを導入というか、やることによって市民にどんなふうな影響が出るのかをちょっとお伺いします。

○委員長（小平啓佑君） 宇津野デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（宇津野薫朗君） お答え申し上げます。

まず、そもそも標準化というものですけれども、これまでの自治体システムは自治体ごとにばらばらに構築されておりましたので、システムの維持や管理、セキュリティ対策などに自治体ごと個別の対応が必要となり、これが人的な負担、あるいは財政的な負担につながっておりました。そこで、住民情報や税情報など、全国の自治体が同じような業務をやっている部分からシステムを可能な限り標準化、共通化することによりまして、コスト削減はもちろんですが、行政手続のオンライン化が進みやすくなることによる市民の利便性向上、さらにはAI等新しい技術も導入しやすくなることによる業務の効率化が期待できるというもの、これが標準化、共通化の目的であります。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。先ほども言いましたように、マイナンバーカードでかなりがたがたしているので、そこら辺が市民に対してどうなのかなと思っているのです。分かりました。引き続きいいですか、質問してしまって。

○委員長（小平啓佑君） はい、どうぞ。

○委員（天谷浩明君） 23ページの上から4段目、財産管理費であります。処分可能財産管理事業費であります。相続財産清算管理人予納金とあります、110万円。これについては、私はいろいろ財産の関係とか空き家対策から始まって、今後こういうものが増えるのかなと思っております。110万円ではありますけれども、先ほどの説明は分かったような分からないようなのですが、相続者がいないということでもありますけれども、これは1件だと思っておりますけれども、結構費用もか

かと思うのですが、もう少し詳しく内容が分かれば。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） それでは、お答えを申し上げます。

経緯をもう一度ご説明させていただきます。市有地の賃借人が他界していることが判明いたしました。その市有地には故人名義の家が建っております。そこには、以前から、そして現在も故人の前の夫の連れ子さんが住んでいらっしゃいますけれども、この方には相続権がございません。それで、地代が請求できない。そこで、法定相続人について調査しましたところ、その全員が相続放棄をしたということが判明いたしました。この地代の請求ができない状況でございますので、こういった状況を打開するため、本市が利害関係人といたしまして、家庭裁判所に対し相続財産清算人の選任を申立てするものでございます。

その相続財産清算人の役割でございますけれども、相続人の存在、不存在が明らかでないとき、また相続人全員が相続放棄をいたしまして、結果として相続する者がいなくなった場合、今回がこのケースなのですけれども、そういった場合には、家庭裁判所は、利害関係人、この場合は私ども市でございますが、の申立てによりまして、相続財産清算人を選任いたします。その相続財産清算人は、被相続人、亡くなった方の債権者等に対しまして、亡くなった方、被相続人の債務を支払うなどする、そういった清算を行います。その金額の110万円なのですけれども、担当が家庭裁判所のほうに行きまして、その費用のことについてお尋ねいたしました。そうしましたところ、見積りみたいなものは出せないと。一般的には80万円から100万円ぐらいということで口頭での説明がございましたので、それを参考に110万円ということで今回予納金を要求させていただきました。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、多分問題は、市の土地と言ったから、私ではなくて市、行政の市ですね。これが問題だったのですね。ということは、そういう事例というのは、私もそんなに詳しくないのですけれども、ほかにもあるのかなと。あるのであれば、先行き危険を改善する方法を考えればいいわけで、ほかにそういう市が貸していて、そういう建物が建っているというか、個人ですか。法人もあるのかもしれませんが、ちょっと今ぱつと思いつかないのですが、そんなところはあるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） お答え申し上げます。

管財課で所管している借地については、今回が初めてでございます。市ということで申し上げますと、建築住宅課さんのほうは、空き家対策ということで現在この相続財産清算人を2件申立てして、現在進行形ということで聞いてはおります。繰り返しになりますが、管財課で管理している借地については今回が初めてのケースでございます。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そんなにいっぱいあっても困ってしまうなと思ったのですけれども、さっき言ったように、そういうものがあれば、先取りで危険を取り除く方法がいいかと思imasので、ちょっと要望させてもらいます。

では、もう一つ。

○委員長（小平啓佑君） どうぞ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） では、ほかにいらっしゃいますか。

では、天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 21ページ、先ほど一番最後で、臨時財政対策債のことなのですが、発行可能額という言葉が出ました。これは、多分何かの裏づけがあって何%とかってやっているのですけれども、この決め方をちょっとお伺いします。

○委員長（小平啓佑君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） 臨時財政対策債につきましては、地方交付税について、国においてその財源が足りないため、不足分を国と地方自治体で折半して、地方自治体では臨時財政対策債という地方債を借り入れて補うものでございます。ですから、交付税の計算の中でこういったものが示されて、それが交付決定で今年度の割当てが来ると。それが決定されたものですから、交付額決定という形で増額補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、変更というか、分母と分子の関係なので、対策債の割合が決まるのですけれども、これは基本的には今後……決算だから確定か。ごめんなさい。なしです。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） お世話になります。

7ページの一筆最後の令和6年度学校給食配送業務民間委託（千塚小）というふうにあるのですけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（小久保かおる君） これ所管外だった。ごめんなさい。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか、入っていなかったということで。

では、松本委員、お願いします。

○委員（松本喜一君） 49ページの歴史まちづくり事業費の補助金なのですが、この場所と建物、どういう建物を改修するのか、教えていただきたいと思imas。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） お答えいたします。

市が指定しております歴史的風致維持向上計画の中の重点区域内にあります、具体的には万町交番の西側、櫻井肥料店の屋根の修理の補助となります。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そういうところに補助が出るのですね、蔵とかそういうのではなくて。普通の住宅ですよ。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） その重点区域内で歴史的風致建造物という建物を指定させていただいております。その指定している建物については補助金を出すことができることになっております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それは、総額に対しての500万円なのでしょうか。それとも限度額500万円が出るということでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） 対象経費の3分の2の補助が可能なのですが、上限が500万円となっており、今回上限を超えたため、500万円の補助ということになります。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 関連で、指定されているこの建物については、何か規制みたいなのはあるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） お答えいたします。

栃木市歴史的風致形成建造物補助金交付要綱というものを定めておまして、重点区域内に存在します歴史的風致形成建造物、これは歴まち法によって定められた対象の建造物について市が指定するものでありまして、その条件を満たしているものを市が指定をしてそういう建造物にできるというものでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 例えばこの指定された建物をリフォームするときには何か決まりがあるとか、そういったものについてちょっとお聞きをしたいなと思っているのですけれども。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） リフォームというのは、例えば内装とかということでしょうか。今回の補助金につきましては、屋根とか外壁とか、そういったものの補助になります。内装につきましては対象外になっております。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 関連で、これ国のほうからも補助金というのは出るのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） 国の補助は、2分の1の補助をいただいております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 県はないのですね。

○委員長（小平啓佑君） 加茂蔵の街課長。

○蔵の街課長（加茂浩史君） 県はございません。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第94号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第94号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

#### ◎陳情第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第7、陳情第6号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件を議題といたします。

初めに、請願陳情文書表を書記に朗読させます。

佐藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（小平啓佑君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） この陳情に対しましては、即座に採択をすべきだというふうに思います。テレビ等を見ていると、非常にその人の人生が大きく変わる。下手すれば、さっき説明がありましたけれども、亡くなってしまったり葬られてしまうのです。2つ目にもありましたけれども、検察側の上告ということもあるのですけれども、ここに書いてあるとおり、証拠が相手のほうにしかないということもちょっと不合理だなというふうに思っています。そういうことを含めまして、この請願の関係は直ちに採択をして、国のほうに意見書を求めるということによろしいかと思っております。賛成であります。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 私も採択の立場で意見を述べさせていただきますけれども、やはり裁判所の広域な裁量に委ねられているところというのは公平公正に欠ける部分がある。場所によって判断が変わるといえるのは、非常にいかがなものかと思うところであります。したがって、全国の自治体において採択すべきという判断がされているところにも合わせるべきだと考えますし、採択ということをお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 私も小太刀委員と同じく、裁判官によって大きなばらつきが生じているということを見ると、1番に関しては大いにそのような賛同するものでありますし、2番につきましても、裁判官が再審開始決定を認めたということは、有罪判決の正当性に疑いが生じていることとなりますので、速やかな再審公判の移行し、公開の法廷において改めて有罪、無罪の判断を行う、審理を行うべきであるというところに私も賛同いたしますので、賛成させていただきたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も再審法改正を求める意見書に対しては賛成ということで、冤罪者の早急な把握をもう一回求めて、ちゃんとした判断ができるよう、それもテレビを見ますと物すごく長い。本当に家族とかそういう方々がどれだけ社会の中で迷惑を受けているかということが非常に私も心を痛める一人として、これは早いところ国のほうに意見書を出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 採択として意見を述べさせていただきたいと思います。小堀委員と本当に一緒なのですけれども、2番のことで、2番の再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止ということに対してちょっと不安があるというか、グレーゾーンなのですけれども、この間も話させていただいたのですけれども、袴田さんのことでお姉さんとかが長い人生で私が出ていると。さっき天谷委員もおっしゃっていたのですけれども、これを採択して、こういう事件がなくなるように、そういう機運というか、そういうのを高めていくというのもすごく必要なのだなという思いで採択としての意見を述べさせていただきました。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 冤罪というのはあってはならないことだと思いますので、とはいっても昔の捜査によっては冤罪が起きている。これからは恐らく起きないだろうと思いますけれども、とはいっても分からないということなので、この件については採択ということをお願いします。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか、言い足りないとか。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ほかにご意見がないようでありますので、ただいまから陳情第6号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（小平啓佑君） 起立全員であります。

したがって、陳情第6号は採択すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（小平啓佑君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時56分）